

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

TAINS最新情報 ～注目の再逆転！デンソー事件判決～



朝倉 洋子 [目黒]

I はじめに

2017年6月発行の「国税庁レポート2017」によれば、平成27（2015）年度の訴訟事件終結件数・国側敗訴件数・国側敗訴割合は、下記のとおりとなっています。

(<https://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2017.pdf>)。

課税関係終結件数	262件
国側全部敗訴件数	19件
国側一部敗訴件数	3件
国側敗訴割合	8.4%

また、同じ年度の国税不服審判所における審査請求の処理済件数・請求認容件数・認容割合は、下記のとおりです。

審査請求処理済件数	2,311件
請求全部認容件数	37件
請求一部認容件数	147件
請求認容割合	8.0%

一方、TAINSの税法データベースに、収録済みの同期間に係る訴訟事件・審査請求事件について、課税処分取消割合をみると、下記のとおりです（平成29年10月27日現在）。

判決	230件
全部取消し	9件
一部取消し	5件
裁決	120件
全部取消し	21件
一部取消し	34件

判決の件数が一致しない理由は、徴収事件については、従来、公開されていなかったために、資料が体系的に入手することができなかったことなどの

理由によるものと考えられます。

また、判決については従来、公開されていなかったところ、平成13年の情報公開法の施行により開示請求を行えば、入手することが可能となったことによります。

現在は、悉皆的に開示請求を行っているため、徐々に件数は一致すると考えられるところです。

では、最近の注目判決の中から、平成29年10月24日のデンソー事件最高裁判決を紹介（Z888-2138）。

この事件はTAINS解体新書の本年6月1日号で、名古屋地裁判決、これを逆転した名古屋高裁判決が紹介されており、最高裁判決が待たれていたところです。

今回、再逆転した最高裁判決が言い渡されて、さらに注目を集めています。

キーワードは、もちろん「デンソー事件」で、関連判決、裁決も芋づる式に一気に検索することができます。

II 最近の注目判決

【デンソー事件】

海外のタックスヘイブン（租税回避地）に所在する子会社の所得の帰属が争われ、地裁・高裁と逆転した挙句、最高裁で再逆転したという事件である。

措置法66条の6第4項は、同条3項という株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとしているところ、株式を保有する者は、利益配当請求権等の自益権や株主総会の議決権等の共益権を行使することができるほか、保有に係る株式の運用として売買差益等を得るこ

とが可能であり、それゆえ、他の会社に係る議決権の過半数の株式を保有する特定外国子会社等は、上記の株主権の行使を通じて当該会社の経営を支配し、これを管理することができる。

しかし、他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も上記のとおり幅広い範囲に及び、これによって当該会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものであるから、その結果として当該会社の配当額の増加や資産価値の上昇に資することがあるとしても、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有するものというべきであって、上記の業務が株式の保有に係る事業に含まれる一部を構成すると解するのは相当ではない。

各事業年度において、A社の行っていた地域統括業務は、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善という多岐にわたる業務から成り、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とするものということができるのであって、個々の業務につき対価を得て行われていたことも併せ考慮すると、上記の地域統括業務が株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということ

以上によれば、A社各事業年度にお

いて、A社の行っていた地域統括業務は、措置法66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるものということとはできない。

措置法66条の6第3項及び4項にいう主たる事業は、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当であり、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である。

A社の行っていた地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、受取配当の所得金額に占める割合が高いことを踏まえても、事業活動として大きな比重を占めていたということができ、A社の各事業年度においては、地域統括業務が措置法66条の6第3項及び4項にいうA社の主たる事業であったと認めるのが相当である。よって、A社は、A社各事業年度において事業基準を満たすと見える。

上告人は、A社につきA社各事業年度において適用除外要件を全て満たし、本件各事業年度において措置法66条の6第1項の適用が除外されるから、事業基準を満たさないことを理由に同項を適用してされた本件各処分はいずれも違法というべきである。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

会計事務所向けシステム MJS!

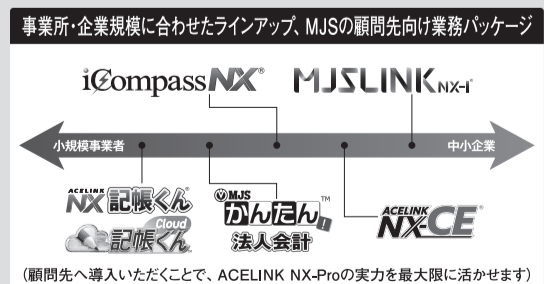
たとえば、**MJS!**
ミロク情報サービス。



MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。



会計事務所向けERPシステム
ACELINK NX-Pro



●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、記帳くんCloud、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん！法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928) **MJS 検索**